高齢者ふれあい会食サービス事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、民生委員児童委員や調理ボランティア等（以下、「団体」という。）が、高齢者の孤立化を防止し、地域での交流を図るために実施する高齢者ふれあい会食サービス（以下、「会食サービス」という。）に対し、伊勢市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が、経費を助成することを目的に定める。

（利用者）

第２条　この事業の利用者は、７０歳以上の単身世帯で、かつ伊勢市内に在住する者とする。ただし、実施地域の実情等を勘案した上で、団体が必要と認めた場合は、次の各号のいずれかに該当する者も対象とする。

（１）７０歳以上の高齢者世帯

（２）７０歳以上の日中独居者

（３）その他伊勢市社会福祉協議会会長（以下、「社協会長」という。）が認めた者

（実施地域）

第３条　この事業は、伊勢市内において実施する。

（実施回数）

第４条　この事業の実施回数は、概ね月１回とする。

（助成金額）

第５条　助成金額は、次の各号に掲げるものとし、助成回数は、年間１２回(月１回)を限度とする。

（１）食事代として、月１回１食１人当たり３５０円。

　　　ただし、第２条記載の利用者と、団体に属する協力者を助成の対象とする。

（２）会場使用料として、１回当たり上限１，０５０円。

（保険）

第６条　この事業の利用者及び団体に属する協力者は、社協が加入手続き及び保険料を支払う普通傷害保険に加入するものとする。

（事業の申請及び報告）

第７条　第２条に該当し、会食サービスの利用を希望する者は、社協若しくは団体に申し込みをする。

２　会食サービスの実施を予定している団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業実施申請書【計画書】（様式第１号）を社協会長に提出する。

３　会食サービスを実施した団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業実施報告書（様式第２号）により、社協会長に結果を報告する。

４　経費を立て替えた団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業立て替え金請求書（様式第３号）により、社協会長に経費を請求する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

　　附　則

　　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。